第百三十六条　地域連合の文書及び特別取極

1　万国郵便連合憲章第九条の規定に基づいて締結された地域連合の文書及び特別取極は、当該地域連合の事務局又は当該事務局が行わない場合にはこれらを締結した国の一が国際事務局にこれらの写しを二通送付する。

2　国際事務局は、地域連合の文書及び特別取極が連合の文書に定める条件よりも公衆に不利な条件を定めないように監視するものとし、この2の規定により違反の存在を認めた場合には、これを管理理事会に通報する。

3　国際事務局は、この条に規定する地域連合及び特別取極の存在を加盟国及びその指定された事業体に通報する。

第百三十七条　連合の機関誌

国際事務局は、利用することのできる書類を参考資料として、ドイツ語、英語、アラビア語、中国語、スペイン語、フランス語及びロシア語により機関誌を編集する。

第百三十八条　連合の活動に関する年次報告書

国際事務局は、連合の活動について年次報告書を作成し、管理理事会の運営委員会の承認を得た上で、加盟国、その指定された事業体、地域連合及び国際連合に当該年次報告書を送付する。

第三章　議案の提出及び審査、採択された決定の通報並びに施行規則及び採択された決定の効力発生

第百三十九条　大会議への議案の提出の手続

1　加盟国による大会議への全ての種類の議案の提出は、2及び5の規定が適用される場合を除くほか、次の手続による。

1.1　大会議の開会日の四箇月前までに国際事務局に到着する議案は、受理される。

1.2　編集上の議案は、大会議の開会日に先立つ四箇月の期間は、受理されない。

1.3　実質的な議案であって大会議の開会日の四箇月前から三箇月前までの期間に国際事務局に到着するものは、少なくとも他の二の加盟国の支持がない限り、受理されない。

1.4　実質的な議案であって大会議の開会日に先立つ三箇月前から二箇月前までの期間に国際事務局に到着するものは、少なくとも他の八の加盟国の支持がない限り、受理されない。その後到着する議案は、受理されない。

1.5　議案に対する支持の通告は、当該議案に係る期間と同一の期間内に国際事務局に到着しなければならない。

2　万国郵便連合憲章及びこの一般規則に関する議案は、大会議の開会の四箇月前までに国際事務局に到着しなければならない。大会議の開会の四箇月前から開会までの間に到着する議案は、当該議案を審査することを大会議に代表を出している加盟国の三分の二以上の多数による議決で大会議が決定しない限り、かつ、1に定める条件が遵守されない限り、審査の対象とされない。

3　各議案は、原則として一の目的のみを有し、かつ、その目的にかなった変更のみを内容としなければならない。また、連合に実質的な支出をもたらすおそれのある議案は、その実施に必要な資金を決定するために、当該議案を提出する加盟国が国際事務局と協議の上作成した財政的影響に関する記載を伴うものとする。

4　編集上の議案には、これを提出する加盟国が「Proposition d'ordre rédactionnel」の記載をその上部に付するものとし、国際事務局は、番号の末尾にRの文字を付してこれを発行する。当該記載のない議案であって同事務局が編集上の問題にのみ関する議案と認めるものは、適当な注を付して発行する。同事務局は、これらの議案の表を大会議のために作成する。

5　1及び4に定める手続は、大会議内部規則に関する議案の提出及び管理理事会又は郵便業務理事会による議案の提出については、適用しない。

第百四十条　前条の規定に従って提出された議案を修正するための手続

既に提出された議案（管理理事会又は郵便業務理事会によって提出されたものを含む。）に対する修正案は、大会議内部規則に定める手続に従い、国際事務局に提出することができる。

第百四十一条　大会議から大会議までの間における条約又は約定の改正の議案の提出の手続

1　いずれかの加盟国が万国郵便条約又は約定に関して大会議から大会議までの間に提出する議案は、審査の対象とされるためには、少なくとも他の二の加盟国の支持を得なければならない。この議案は、国際事務局が必要数の支持の通告とともに受領しない場合には、無効となる。

2　1の議案は、国際事務局を通じて他の加盟国に送付される。

第百四十二条　大会議から大会議までの間における条約又は約定の改正の議案の審査

1　万国郵便条約及び約定並びにこれらの最終議定書に関する議案は、次の手続に付する。

いずれかの加盟国が国際事務局に議案を送付した場合には、同事務局は、検討のため全ての加盟国に当該議案を送付する。加盟国は、議案の検討及び同事務局への意見の送付のため、四十五日の期間を与えられる。修正は、認められない。この四十五日の期間が満了した後、同事務局は、受領した全ての意見を加盟国に通報し、当該議案に対する賛否を表明するよう投票権を有する各加盟国に要請する。四十五日の期間内に自国の賛否が同事務局によって受領されなかった加盟国は、棄権したものとみなされる。これらの期間は、同事務局の回章の日付の日から起算する。これらの手続に係る書類及び意見は、物理的手段又は安全な電子的手段により提出されなければならず、また、加盟国が同事務局に書類又は意見を提出する場合には、関係する加盟国の政府当局から正当に委任を受けた代表者が署名しなければならない。この1の規定の適用上、「安全な電子的手段」とは、データの処理、保管及び送信のために使用されるあらゆる電子的手段であって、同事務局又は加盟国による書類及び意見の提出の際にそのデータの完全性、保全性及び秘密性を確保するものをいう。

2　議案が連合のいずれかの約定又はその最終議定書に関するものである場合には、当該約定の締約国である加盟国のみが、1の手続に参加することができる。

第百四十三条　郵便業務理事会による施行規則の改正

1　施行規則を改正する議案は、郵便業務理事会が取り扱う。

2　施行規則を改正する議案の提出には、少なくとも他の一の加盟国による支持を必要とする。

第百四十四条　大会議から大会議までの間に採択された決定の通報

1　万国郵便条約及び約定並びにこれらの最終議定書の改正は、加盟国政府に対する国際事務局長の通報によって確定される。

2　郵便業務理事会による施行規則及び施行規則の最終議定書の改正は、国際事務局が加盟国及びその指定された事業体に通報する。万国郵便条約第三十九条3.2及び約定の条項であって同条約第三十九条3.2に相当するものに定める規定の解釈についても、同様とする。

第百四十五条　施行規則及び大会議から大会議までの間に採択された決定の効力発生

1　施行規則及びその改正は、郵便業務理事会が定める日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

2　1の規定が適用される場合を除くほか、大会議から大会議までの間に採択された連合の文書の改正に関する決定は、その通報の少なくとも三箇月後でなければ実施されない。

第四章　財政

第百四十六条　連合の経費の決定

1　連合の機関の活動に係る年次経費は、2から6までの規定が適用される場合を除くほか、二千二十六年から二千二十九年までについては三千九百五十一万二千二百七十スイス・フランを超過してはならない。二千二十九年に予定される大会議が延期される場合には、同年よりも後の各年についてもこの最高限度額が適用される。